

総務課

(公印省略)

7 大木総第 5－1 号
令和 7 年 4 月 11 日

区 長 各 位

大木町長 広松 栄治
(総務課)

令和 7 年度防犯灯の整備要望箇所調査について（依頼）

陽春の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から防犯活動の推進について、御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、通学道路や生活道路の夜間の安全確保を図るため、防犯灯の整備要望がある場合は、別紙要望書を5 月 15 日（木）までに総務課へ提出してください。1 回目の取りまとめになりますので、その後は随時受け付けます。

なお、防犯灯の電球切れによる交換の御依頼についても、総務課で随時受付します。

防犯灯設置事業実施要綱

1. 目 的

町民が安全で快適な社会生活を確保するため、青少年の非行、事故及び犯罪の防止対策の一環として、防犯灯を設置し防犯の推進に資することを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、大木町とする。

3. 事業の実施

事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 町が、幹線道路や通学路等で犯罪を防止し、安全確保を図るため、計画的に実施するものとする。
- (2) 区長の申請届出により、危険な恐れがあり防犯の推進を図るため、適格であり、必要と認められるものとする。但し、個人の申請は認めない。
- (3) 設置は、電柱（九電柱・NTT柱）に添架することを原則とする。
- (4) 民有地、共有地、境内地等の設置は認めないものとする。
- (5) その他、特に町長が必要と認めたものとする。

4. 費用負担

防犯灯の新設、改修、移転、修繕、器具交換等の費用は全て町が負担するものとする。

5. 維持管理

施設の保全を図るため、町が維持管理に努めなければならない。

6. 電灯料負担

- (1) 区長の申請以外で、町が必要により計画的に設置したものは、町が負担する。
- (2) 区長の申請により、区境に設置したもので、電灯料の地元負担に問題があるものは、町が負担する。
- (3) その他については、当該地区の地元負担とする。

防 犯 灯 要 望 書

総務課

新設要望

令和7年度

番号	要望個所(具体的に記入)	電柱番号(電柱添架 の場合) 例:九電柱〇〇フ〇 〇	付近農地等 の地権者の 承諾の有・無	備 考
	(例)〇〇〇宅付近等			

- * 電気料は、原則として区の負担とします。
- * 防犯灯の新設は、原則として電柱共架とします。
- * 防犯灯設置場所に隣接する農地等の所有者の承諾について確認をお願いします。

上記のとおり要望書を提出いたします。

年 月 日

区長